

# 平成 22 年 春の全国交通安全運動

4月6日(火)～4月15日(木)

羽曳野重点

## 子どもと高齢者の交通事故防止

### 子どもの交通事故

- ★子どもの事故の約7割が交差点とその付近で発生!
- ★歩行中・自転車乗用中の約6割が自宅の近く(500m以内)で発生!



きちんと止まって安全確認!

ドライバーのみなさんは、思いやりといたわりの気持ちを持って交通事故をなくしましょう

### 高齢者の交通事故

- ★全死者の約4割(87人)が高齢者!
- ★そのうち約9割が歩行中・自転車乗用中でほとんどが自宅の近く(1km以内)で発生!
- ★周りの人も安全誘導や声かけをしましょう。



無理・危険な横断はやめましょう!

また、この期間中に下記の催しを開催します。

#### ○平成 22 年「春の交通安全市民大会」の開催

来る4月7日(水)午後2時からはびきのコロセアムにおいて開催いたします。

当日は、羽曳野市をはじめ、藤井寺市・羽曳野警察署ならびに交通安全協会等、多数の関係団体の参加に加え、「交通事故ゼロ運動」で優秀な成績を収められました市内小学校と地域に対して表彰を執り行うとともに、今年オール阪神による「ミニトークショー」や峰塚中学校吹奏楽部およびバトン部による「ふれあい演奏会」を行う予定です。

また、これを機会として、市民が【安心・安全・快適】に暮らせる街づくりの実現に向けてより深く、「交通安全」の大切さを認識し、皆さんと共に啓発していきましょう。

#### ○平成 22 年「交通安全街頭キャンペーン」の実施

羽曳野市では、交通安全を呼びかける街頭キャンペーンを『春

の全国交通安全運動』期間中の4月9日(金)に近鉄恵我ノ荘駅前と恵我之荘小学校および恵我之荘幼稚園で行います。

当日は、羽曳野市長、羽曳野警察署長をはじめ大勢の方々の参加のもと、「交通ルールの徹底」と「交通マナー」の向上を呼びかける予定です。

#### ○もっとひろメットキャンペーンについて

昨年(平成21年6月)の道路交通法の改正により、自転車乗用時における児童や幼児に対するヘルメット着用の努力義務が施行されました。

これは、児童や幼児が自転車運転中、または保護者と同乗中に転倒し、特に頭部にケガを負うケースが多発したためです。

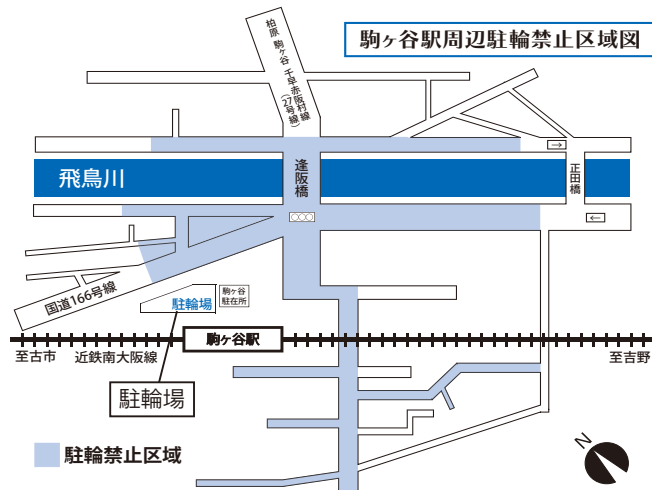
児童や幼児が自転車に乗る際にはヘルメットを必ず着用しましょう。

## 近鉄南大阪線駒ヶ谷駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定します。

4月1日(木)より、近鉄南大阪線駒ヶ谷駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定しました。

この指定された区域内に放置されている自転車等は保管所へ撤去・移動しますので、自転車等の駐輪場をご利用ください。(自転車等とは、自転車の他に原動機付自転車を指します。)

問合せ 道路課交通対策担当(内線 2241)



**この区域に放置している自転車・バイク等は  
撤去します**

**カギ・チェーン等は切断します**

自転車等放置禁止区域

※撤去した自転車・バイク等は左記の場所にて返還いたします

※カギ・印鑑・身分証明書・撤去保管料が必要です

■撤去料/自転車500円・原動機付自転車1,000円

■保管料/1日につき200円

■返還業務時間/午前10時から午後4時

12月30日から1月4日は返還業務は行いません

■連絡先/072-952-1146 埴生撤去自転車置場